

平成 23 年度 第 1 回磐田市小・中学校通学区域審議会 議事要旨

日 時 平成 23 年 6 月 30 日 (木) 14:00 ~ 16:00

会 場 磐田市役所西庁舎 301 会議室

構成員 市議会議員 2 名

自治会代表 2 名

学識経験者 2 名

PTA 代表 2 名

学校長代表 2 名

市 職 員 2 名

(敬称略)

事務局 教育長 学校教育課長 教育支援係長 教職員係指導主事 教育支援係副主任歯科衛生士

1 開会のことば

2 委嘱状・任命書の交付

3 教育長あいさつ

- ・ ただいま再任の方が 6 名、新任の方が 6 名、併せて 12 名の皆様に委員としての委嘱状・任命書を交付させていただきました。任期は 1 年です。よろしくお願いいたします。

3 月 11 日の震災以来、教育環境が激変しています。大槌町で 34 校へ支援金を募り、たくさん集めることができました。

- ・ この通学区域審議会は、通学区域の適正化を図ることをねらいとするもので、平成 19 年度から「小規模特認校制度」を、平成 20 年度から「隣接校選択制」を導入してきました。
- ・ 通学区域とコミュニティは深い関係があると考えています。事務局からこれまでの審議状況を報告させていただくとともに、今後の課題等について御審議いただきたいと考えています。

4 委員・事務局自己紹介

5 会長・副会長選出

6 会長あいさつ

- ・ 去年から継続して任命されました。学識経験者と言われたが、はっきりしない立場ですが、現在、民生委員をしています。去年は、拠点校方式が見直され、ほっとしました。今年は大きな問題がないだろうと思っています。

7 議事

関係条例及びこれまでの経過について

[関係条例について]

事務局)

学校教育法施行令に、「市町教育委員会が就学すべき学校を指定すること」と規定しており、これに基づき通学区域規則を制定している。

同施行令に「市町教育委員会は、相当と認めるときは指定校を変更することができる。」「保護者の申立ができる旨を示す」とあり、同施行規則には「指定校を変更できる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、公表する」とある。(資料 P3 ~ 5:別表第 1・2・3)

* 別表第 1:「一部」とされているのは公表していない、

文科省は就学校の変更が認められてよい事例として いじめ 通

学の利便性 部活動を挙げている。本市は 10 項目。(資料 P6:別表第 4)
文科省通知の「部活動」においては、審議が必要であるので磐田市では記載していない。

主な質疑

- Q 資料 P4：特別支援学級の竜洋地区の区分けは、どのような基準ですか？児童数の考慮はされたのか？
- A 通学区域を定めるには、距離が近いということで決めました。
- Q 自閉症などの情緒障害なので、竜洋東小の現状はどうですか？
- A 2名以上であれば設置を認めるとなっておりますが、今は2名以上いません。
- Q 第4条、P13 区域外、学区外との違いは何でしょうか？
- A 「学区外」とは市内から、「区域外」とは市外からとなります。

[これまでの経過について]

- 事務局) 平成 17 年当時は通学区域弾力化について、地域コミュニティを大事にする声と学校間の競争をあおることで質的向上を図る声があった。
- 平成 18 年に小規模特認校制を、平成 19 年に通学の利便性を翌年度から実施することを決定。
- 平成 20 年度には利便性について、中学進学時、兄弟関係、転入や編入時の受け入れ、受入対象外の学校について審議した。
- 平成 21 年度には就学指定校の要件について市民にわかりやすい文言に変更するよう審議した。また、特別支援学級拠点校化についても審議した。
- 平成 22 年度には特別支援学級拠点校化の再見直しなどについて審議した。

主な質疑

- Q 市内在住の外国籍の児童生徒が、校区内の学校に通学したい場合、問題はありますか？
- A 外国人については、就学の義務はないものの本人や保護者の意志があれば日本人と同じ対応をしています。公平性をもって対応しています。
- Q 外国籍の発達障害児で、両親は日本語が話せない場合の対応はどうしていますか？また、児童を受け入れた場合は、通訳はどうしているのか？
- A 日本人と同様、生活の状況、医師による診断により、就学指導委員会において多くの方に関わっていただき話し合いをしています。その結果により特別支援学級の入級が必要かどうか決定しています。
- Q 学校に在籍してみたが、児童の態度が学校に適さず、先生方の対応が難しい場合はどのように対応していますか。さらに保護者に話をしても言葉や生活様式から理解されない場合がどうしていますか。
- A 就学指導委員会等で指導を検討しています。外国籍で発達障害の児童の対応については、大事な課題であります。教育委員会として対応をしていかなければならないと感じています。
- Q 学校現場では、様々な課題を有する児童生徒への対応にストレスを感じていませんか？
- A 様々な課題をもつ子どもがいるが、磐田市はフォロー体制がしっかりできていると思います。人的配置も行われています。

問題行動を起こす児童生徒がいるのも現実ですが、なかなか解決できない問題であります。

[通学区域制度の現状について]

事務局) 学区外就学の認可状況について説明する。

一番多いのは 住所移動 保護者の就労のために学区外通学でした。区域外への通学は、西遠中、浜松西中、開誠館への通学が多いようです。小規模特認校制度では昨年、敷地の教育がよいということで今年度1名ありました。

主な質疑

Q 豊岡東小の立地条件、複式学級など厳しい状況であり、H19 からみると計6名と少ないです。今後も継続していくのか検討が必要と思われますが、小規模特認校制度は必要ありますか。

A 小規模特認校制度は、純粹に豊岡東小の特色ある教育を受けさせたい保護者や児童において受け入れをしています。

受け入れ前には、通学等、保護者への負担も大きいため、保護者に対し制度の理解等について面談を行った後に受け入れをしています。

市教育委員会としては、毎年1名は申請があるということで本制度の目的を達成できていると考えています。

Q 豊岡東小は、人数が少ない学校では、学校の様子はどうですか。

A 豊岡東小が45人、そのうち小規模特認校制度で5人です。先日、3年生以上の児童が知らないお宅に2泊3日ホームステイ(仮親)をしました。学校にも通いました。まきでご飯を炊く体験をした児童もいたようです。敷地ならではの体験ができています。この事業は20年くらい続いています。

Q 向陽中は15名学区外通学しているが、今後増加するのではないのでしょうか。

A 坂の上り下りが大変であり、安全面でも問題があるということで豊田中への通学を希望しています。22年度末には、岩田小では18名の卒業生のうち、15名が学区外の豊田中に入学することを選択しています。

以前、地元の小中と併設されていましたが、中学は閉校になり、豊田中に通学するようになりました。その後、組合立から町立となったことにより、向陽中に通うことになりました。このような経緯から、保護者の中には豊田中に通っていた方がいるため、学区外の豊田中に通学させることに対して抵抗が少ないようです。

なお、保護者の中には「自由に選べる」と思っている方もいるようですので、就学指定校は向陽中であることを伝えるとともに、個人面談で今後の考えを聞く予定です。

Q 自治会では、地域コミュニティが衰退していると感じています。子ども会員数も減少しています。今までも向陽中と豊田中の問題は、本審議会にて協議されてきましたが、事務局として、今後10年間程度の向陽中の生徒数を試算していますか？

A コミュニティそのものの問題は問われています。地域の活性化に向けて課題であります。

10年後の推移を試算することはできます。しかし、保護者の希望までは把握は難しいと思います。学校規模の適正化、制度を高めつつ、考えていきたいと思っております。

Q 　　いずれ、向陽中の生徒数が激減することは考えられますか。

A 　　向陽中には向笠小、大藤小から来る人数が多いので、向陽中の生徒数が激減することは考えにくいと思います。

　　なお、岩田小に通うべき子が、「通学の利便性と安全性を確保する」という理由から学区外就学申請を行い、小学校 1 年生から大藤小に 2 名通学しています。さらに岩田小学区は調整区域なため、住宅が増やすことができないようです。こういったことから、岩田小の児童数が増加することは難しいと思います。

[通学区域規則の一部改正について]

事務局) 　　下万能と一言にまたがったところに住宅開発として「ブリックタウン豊田」ができました。清掃やごみ問題などについて自治会で話し合ったところ、ブリックタウン豊田全体が一言の自治会になりました。これに伴い、「ブリックタウン豊田区域」全体を豊田南小学区とし、同規則のうち豊田南小学校の通学区に「下万能の一部」を加えたいと考えています。

主な質疑

Q 　　現在、学生はいるのか？

A 　　現在、小中学生はいません。来年 1 年生がいます。

Q 　　同審議会としては、事務局の提案を認めてよいか。

A 　　(一同、同意)

その他

年 2 回開催。日時は別紙。